

石狩市市民活動情報センター条例の一部改正について(原案)

1 改正の内容

石狩市市民活動情報センター「ぽぽらーと」(以下、ぽぽらーと)の開館時間及び休館日を変更するため、石狩市市民活動情報センター条例の一部を改正します。

【改正する条項】

・第4条

改正前	改正後
【開館時間】 午前 10 時から午後6時まで	【開館時間】 午前 10 時から午後5時まで
【休館日】 ① 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該月曜日後最初に到来する休日以外の日) ② 12 月 29 日から翌年1月3日まで	【休館日】 ① 日曜日 ② <u>国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</u> ③ <u>石狩市コミュニティセンター条例(昭和 62 年条例第 11 号)第3条の2第1項に規定する花川北コミュニティセンターの休館日</u> ④ 12 月 29 日から翌年1月3日まで

【補足】

石狩市コミュニティセンター条例(昭和 62 年条例第 11 号)第3条の2第1項に規定する花川北コミュニティセンターの休館日は次のとおりです。

センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けた上で、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。毎月第2及び第4月曜日(当該月曜日が休日に当たるときは、当該月曜日後最初に到来する休日以外の日)並びに 12 月 29 日から翌年1月3日まで

2 改正の背景

現在の開館時間・休館日はぽぽらーとを開設した平成20年(2008 年)に制定しましたが、直近5年間の利用状況を勘案すると、日曜・祝日や午後5時台は利用者数が極端に少なくなっているため、実情に合わせて開館時間・休館日を見直します。

なお、月曜日については、ぽぽらーとが設置されている花川北コミュニティセンターの休館日に合わせ、第2、第4月曜日を休館日とします。